

平成二十七年四月十日提出
質問第一九六号

「在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本画に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する再質問主意書

提出者 鈴木貴子

「在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本画に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一八九第一七六号）並びに、「政府答弁書」（内閣衆質一八九第五〇号、一〇〇号、一二六号）を踏まえ、再質問する。

一 過去の質問主意書、前回質問主意書で、政府答弁書を起案した者の氏名を問うてきたが、氏名については答えられていない。政府答弁書を起案した者の氏名を明らかにすることを避けられる理由があるのか。あるのであればその理由を答えられたい。

二 過去の質問主意書、前回質問主意書で、「潮の舞」の所在が特定できなかったことに対し、岸田外務大臣として国民に「説明」と「謝罪」をする考えがあるか否か何度も問うてきたが、政府の答弁書では、岸田外務大臣としての見解が答えられていないし、当方の質問に対し答弁がなされていない。外務省として、また岸田外務大臣として、「潮の舞」の所在が特定できなかった事に対し、国民に「説明」と「謝罪」をする考えがあるか否かについて答弁することを避ける理由があるのか。

右質問する。